



島根県報

令和元年10月15日（火）

第 4 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

証紙代金収納計器取扱人の指定	（税 務 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	3

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企業局施設課）	4
---------------------------	----------	---

告 示

島根県告示第299号

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）第22条第1項の規定により、証紙代金収納計器取扱人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

証紙代金収納計器取扱人の指定（昭和58年島根県告示第1019号）は、廃止する。

令和元年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 主たる事務所の所在地
松江市馬潟町43番地4
 - 2 名称
一般社団法人島根県自動車整備振興会
 - 3 証紙代金収納計器の設置場所
松江市馬潟町43番地4 一般社団法人島根県自動車整備振興会内
 - 4 指定年月日
令和元年10月1日
-

島根県告示第300号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 加入区の名称
五箇・都万
 - 2 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所の地区の区域
 - 3 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
-

島根県告示第301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和元年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
-

ジュンテンドー川本店、ウエルシア 邑智川本店 島根県邑智郡川本町大字因原563番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジュンテンドー川本店

(変更後) ジュンテンドー川本店、ウエルシア 邑智川本店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

(4) 変更の年月日

平成31年3月28日

2 届出年月日

令和元年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

川本町産業振興課 (邑智郡川本町大字川本545-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第302号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年10月15日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー川本店、ウエルシア 邑智川本店 島根県邑智郡川本町大字因原563番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社ジュンテンドー：午前7時から午後8時30分まで
(変更後) 株式会社ジュンテンドー：午前7時から午後8時30分まで
ウエルシア薬局株式会社：午前9時から翌午前0時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前6時30分から午後9時まで
(変更後) 午前6時30分から翌午前0時30分まで

(4) 変更の年月日

令和元年11月1日

2 届出年月日

令和元年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

川本町産業振興課（島根県邑智郡川本町大字川本545-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第4号

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
一 八戸川第二発電所 — を — 八戸川第二発電所 ※4 - に、
」

「※3 大長見発電所及び太陽光発電所の電気主任技術者は、西部事務所に配置する。」を

「※3 大長見発電所及び太陽光発電所の電気主任技術者は、西部事務所に配置する。に改める。
 ※4 八戸ダム管理所施設を含む。」

別表第3中

電気工作物（水路工作物、風力発電設備及び太陽光発電設備を除く。）	1月（昭和時代に運転開始、かつ、リニューアル未実施の発電所は2週）	主要水車（補機を含む。）	普通点検 精密点検	3年 概ね10年	主要水車（補機を含む。）	各種測定試験	3年
		発電機・励磁機	普通点検 精密点検	3年 概ね10年	発電機・励磁機	絶縁抵抗測定 その他各種測定試験	1年 適時
		主要変圧器	普通点検	3年	主要変圧器	絶縁抵抗測定 絶縁油性能試験	1年 適時
		遮断器	普通点検	3年		その他各種測定試験	適時
			精密点検	適時	遮断器	各種測定試験	3年
		制御装置・保護装置	普通点検 精密点検	3年 適時	制御装置・保護装置	継電器試験	3年

を

電気工作物（水路工作物、予備発電装置、風力発電設備及び太陽光発電設備を除く。）	1月（昭和時代に運転開始、かつ、リニューアル未実施の発電所は2週）	主要水車（補機を含む。）	普通点検 精密点検	3年 概ね10年	主要水車（補機を含む。）	各種測定試験	3年
		発電機・励磁機	普通点検 精密点検	3年 概ね10年	発電機・励磁機	絶縁抵抗測定 その他各種測定試験	1年 適時
		主要変圧器	普通点検	3年	主要変圧器	絶縁抵抗測定 絶縁油性能試験	1年 適時
		遮断器	普通点検	3年		その他各種測定試験	適時
			精密点検	適時	遮断器	各種測定試験	3年
		制御装置・保護装置	普通点検 精密点検	3年 適時	制御装置・保護装置	継電器試験	3年
予備発電装置（常用・非常用）	1日（常用） 1月（非常用）	原動機・補機	普通点検 精密点検	3年 10年	原動機 補機	各種測定試験 絶縁抵抗測定	適時 1年
		発電機	普通点検 精密点検	6月 適時	発電機	各種測定試験 絶縁抵抗測定	適時 1年
		制御装置	普通点検 精密点検	6月 適時	制御装置	絶縁抵抗測定 継電器試験	1年 2年
			普通点検	1年	その他機器	各種測定試験	1年

に改める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。